

介護保険利用者の皆さんへ

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内)☎内線77264

所得の低い人の居住費と食費の負担が軽減されます

介護保険施設を利用する場合、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると利用者負担限度額が軽減されます。

※現在、認定証が交付されている人も6月30日(月)で有効期限が切れます。引き続き利用するには、再度申請してください

対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイ

申請方法 申請書を高齢福祉課介護保険係、または白沢町・利根町総務課市民係へ

対象要件と基準費用額(日額)

対象要件	居住費の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円

※()内の金額は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合

社会福祉法人などで利用者負担額が軽減されます

社会福祉法人が運営する施設などでサービスを受ける場合、生活が困難な人に対して利用者負担額が軽減されます。

対象サービス 訪問、通所、短期入所生活、夜間対応型訪問、認知症対応型通所、小規模多機能型居宅介護(以上、介護予防)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を高齢福祉課介護保険係、または白沢町・利根町総務課市民係へ

対象になる人の基準	減額割合
高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人(生活保護受給者は除く)	50/100
世帯全員が市民税非課税で、次の①～⑤の全てに該当する人(生活保護受給者は除く)	25/100
① 単身世帯で年間収入が150万円以下で、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ② 預貯金や有価証券などの額が単身世帯で350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産などを持っていないこと ④ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	25/100
生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)のみ	100/100

居宅サービス利用者負担の助成を行っています

市では、収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を実施しています。

助成期間 来年6月末日までを期間として、申請した月から助成します

助成金額 対象サービスでの自己負担額の2分の1を助成します

申請方法 申請書と世帯の収入に関する届け出書を高齢福祉課介護保険係へ

対象要件	対象サービス
市内に住所があり、次の①～⑤の全てに該当する人	訪問介護(介護予防) 訪問入浴介護(介護予防) 訪問看護(介護予防) 訪問リハビリテーション(介護予防) 通所介護(介護予防) 通所リハビリテーション(介護予防) 短期入所生活介護(介護予防) 短期入所療養介護(介護予防) 福祉用具貸与(介護予防) 認知症対応型通所介護(介護予防) 小規模多機能型居宅介護(介護予防) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス
① 介護保険の要介護(要支援)認定者 ② 生計を同じくする世帯全員が市民税非課税であること ③ 世帯の前年分の収入が生活保護基準を下回るか、それと同程度であると認められる世帯であること ④ 被保険者本人に課せられている保険料などを滞納していないこと ⑤ 資産を活用しても、なお生活が困窮の状態にあること	

介護、福祉に関することはお気軽に 在宅介護支援センターへご相談ください

問い合わせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内)☎内線77255

在宅介護支援センターでは、専門の相談員が在宅で高齢者を介護する人の、介護に関する相談やひとり暮らしの高齢者の相談を受け、必要な保健・福祉・介護保険サービスが受けられるように関係機関との連絡調整を行っています。また、地域包括支援センターの窓口にもなっています。中学校区で受け持ちを区分し、24時間体制で電話や面接などでの相談に応じています。相談は無料で、相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

白沢 在宅介護支援センター

白沢町平出135-1 角田二三代 相談員

☎209190

〈担当区〉

白沢中学校区



在宅介護支援センター ききょう

横塚町957-2 尾崎好宏 相談員 榎淵望美 相談員

☎238816

〈担当区〉

沼田中学校区

池田中学校区



利根 在宅介護支援センター

利根町大楊1085-3 宮内静子 相談員

☎554606

〈担当区〉

利根中学校区

多那中学校区



在宅介護支援センター ゆうゆう・うちだ

久屋原町340-3 清水ゆみ子 相談員

☎228400

〈担当区〉

沼田南中学校区

沼田東中学校区



在宅介護支援センター 花の苑

戸鹿野町375-1 宮野入節子 相談員 大倉洋亮 相談員

☎228811

〈担当区〉

沼田西中学校区

薄根中学校区



介護予防サポーターとは、地域の皆さんが互いに支え合える社会をつくり上げるため、介護予防の知識やその重要性を理解し、地域の自主的な取り組みや介護予防事業(高齢者筋力向上トレーニングなどのボランティア)として活動し、その地域の介護予防を実践できる人のことをいいます。

介護予防サポーター養成研修(初級編)を実施します

介護予防サポーターを養成するため、介護予防に関する知識や技術を習得する講座を開催します。

とき 7月15日(火)午後1時～4時30分

ところ 泉利根沼田振興局1階会議室(薄根町)

内容 介護予防の基礎知識講座や簡単な運動など

参加費 無料

申込期限 7月8日(火)

申し込み・問い合わせ 高齢福祉課介護予防係(東原庁舎内)☎内線77271へ

